

平成13年11月9日

大阪市中央区北浜東1-17  
日本ワードデータビル8階  
大阪教育合同労働組合  
執行委員長 原 田 恵 子 殿  
同 関大支部  
支部長 デイヴィッド・ポール・アグニュー殿

吹田市山手町3丁目3番35号  
学校法人 関西大学  
理事長 羽 間 平 安

### 回 答 書

去る11月6日付貴労働組合からの申入書の件につきましては、平成12年12月21日、平成13年7月7日及び平成13年9月26日と合計3回の団体交渉を持ち、本法人といたしましては、その都度、誠意をもって対応してまいりました。

しかしながら、貴労働組合におかれまして、本法人の考えにご理解をいただけなかったことは、誠に残念であります。改めて申入書に基づき下記のとおり回答申し上げます。

### 記

関西大学特任外国語講師規程第3条に規定する更新限度について

本学における教育水準の向上及び活性化に資するため、外国語教育の強化と多様化を図ることが、特任外国語講師制度の目的の一であり、海外協定校との人事交流を行うことを含め、講師の流動性を確保することは重要な点であります。したがって、本学としましても、3年間の雇用期間を変更するつもりはありません。

また、アグニュー氏本人も、2回の更新限度があることを承知のうえで、契約を締結しており、その効力についても十分に理解している点に鑑み、法令に抵触しているとは考えておりません。

以上により、現在のところ、関西大学特任外国語講師規程第3条を改正することはいたしません。

なお、アグニュー氏と、平成15年度以降の雇用契約を一切、締結しないと主張しているわけではなく、特任外国語講師の募集に対し、同氏が応募される

ことを妨げるものではないことを申し添えておきます。

#### 特任外国語講師の私学共済への加入について

大学における雇用形態の如何に関わらず、労働時間数によって私学共済への加入が可能であることは、十分に認識しております。

しかしながら、在日外国人の社会保険制度適用については、年金問題を含め、様々な配慮が必要と思料され、本学としては、本人の負担額を勘案して、国民健康保険に保険料を全額法人負担とする措置を取って、対応して来たものであります。

#### 特任外国語講師の雇用保険への加入について

本学教育職員の雇用保険につきましては、特任外国語講師のみならず、専任教育職員についても未加入であります。これは、私立学校が決して解散には至らないなどという幻想を抱いているものではなく、私立学校教員の雇用保険の適用に関し、昭和55年2月に全私学連合と労働大臣との間で成立している合意事項(労働省は、労災保険及び雇用保険の保険料につき当面一元徴収をしない旨等)が、今日も有効であるとの認識を持っているためであります。

また、私立学校教員の雇用保険の適用については、日本私学全体の問題として解決すべき内容でもあり、単独の学校法人を超えた内容であると理解しております。

以 上